

### 第3章 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目の選定は、事業特性及び地域特性を踏まえ、「長野県環境影響評価技術指針(改正 平成13年6月25日告示第293号)」(以下「技術指針」という。)の規定に基づき行った。表3-1に環境影響評価項目を示す。

表3-1(1) 環境影響評価の項目

環境要因		工事による影響									
		・運搬(機材・資材・廃材等) ・工事用車両の運行 ・工事用車両によるロードキル	・採取(資材・土砂等) ・土砂等の採取 ・重機の稼働	・樹木の伐採 ・樹木の伐採	・土地造成(切土・盛土) ・土工事 ・重機の稼働	・発破工事 ・トンネル発破	・掘削 ・掘削 ・重機の稼働	・杭打ち ・杭打ち ・杭打ち機の稼働	・工作物の工事 ・橋梁等構造物の工事 ・重機の稼働	・護岸工事 ・重機の稼働	・沢等の工事
環境要素	環境基準項目										
	大気質	粉じん等									
その他必要な項目											
騒音											
	振動										
	低周波音										
	日照障害										
	悪臭										
水質	健康項目										
	生活環境項目										
	水生生物										
	地下水質										
水象	河川・湖沼等										
	地下水										
	利水・水面利用等										
地形・地質	地形										
	地質										
	土地の安定性										
	注目すべき地形・地質										
植物	植物相・注目すべき個体・集団・種										
	植生・注目すべき群落										
	土壌										
	植生の保全機能等										
動物	動物相										
	注目すべき個体群										
	生態系										
景観	景観資源・構成要素										
	主要な景観										
	触れ合い活動の場										
	史跡・文化財										
廃棄物等	廃棄物										
	残土										
	温室効果ガス等										

注) : 環境影響評価を詳細に行う項目、 : 環境影響評価を標準的に行う項目、 : 環境影響評価を簡略的に行う項目、 : 一般的な保全対策で対応する項目

表 3-1(2) 環境影響評価の項目

環境要因		工事による影響		存在・供用による影響						
		・コンクリート工事・舗装工事 ・重機の稼働	・廃材・残土等の発生・処理 ・残土の処理	・地形改変 ・地形の改変	・樹木伐採後の状態 ・樹木の伐採 ・伐採後の自然環境の変化	・移動経路の障害 ・ロードキル	・工作物等の出現 ・構造物の出現	・緑化 ・法面緑化 ・植生の変化 ・法面工による土壌への影響	・自動車交通の発生 ・自動車交通 ・ロードキル	・排水 ・路面排水
大気質	環境基準項目									
	粉じん等									
	その他必要な項目									
	騒音									
	振動									
	低周波音									
	日照阻害									
	悪臭									
水質	健康項目									
	生活環境項目									
	水生生物									
	地下水質									
水象	河川・湖沼等									
	地下水									
	利水・水面利用等									
地形・地質	地形									
	地質									
	土地の安定性									
	注目すべき地形・地質									
植物	植物相・注目すべき個体・集団・種									
	植生・注目すべき群落									
	土壌									
	植生の保全機能等									
動物	動物相									
	注目すべき個体群									
	生態系									
景観	景観資源・構成要素									
	主要な景観									
	触れ合い活動の場									
	史跡・文化財									
廃棄物等	廃棄物									
	残土									
	温室効果ガス等									

注) : 環境影響評価を詳細に行う項目、 : 環境影響評価を標準的に行う項目、 : 環境影響評価を簡略的に行う項目、 : 一般的な保全対策で対応する項目